平成２９年（フ）第５５号
滋賀県高島市今津町弘川１番地
債務者　松田大佑こと　柳　　大佑（ＹＵ　ＴＡＥＷＯＯ）
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
大津市山上町９番24号
債務者　角田　慶一
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
大津市穴太１丁目３番11号グリーンピア唐崎201
債務者　細田さやか
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
広島市東区矢賀新町１丁目３番22―２号
債務者　**廣**畑　真也
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７号
広島市安佐北区落合５丁目21番26―203号メゾン大志茂
債務者　石伏魚亭国貞こと　國貞　泰汎
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８号
広島市安佐北区落合５丁目21番26―203号メゾン大志茂
債務者　プティット安佐北ルームこと　國貞　京子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
福岡県大川市大字三丸40番地６栄アパート２号
債務者　柴田　倫博
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
宮崎市千草町９番７号　サンジェローム萩708号
債務者　小牧リツ子
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番９―101号
債務者　登　優美子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市清和４丁目４番32号　セジュール寿Ａ―201号
債務者　黒木　　恵
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市高麗町39番７号　仁田尾ビル302号
債務者　川畑あゆみ
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市照国町１番15号　ハイツ金剛601号
債務者　石崎美智子
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県出水市高尾野町大久保6023番地
債務者　柏木　竜二
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
沖縄県糸満市字糸満1535番地の５　Ｒｉｓｅ２－Ｂ号室
債務者　伊計　光大
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１号
沖縄県糸満市字糸満1535番地の５　Ｒｉｓｅ２－Ｂ号室
債務者　伊計　夏紀（旧姓比知屋）
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７号
北海道小樽市赤岩１丁目11番19号、前住所北海道小樽市幸４丁目12番17号
債務者　千葉　沙代
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部